

第3回 海岸保全に関する技術部会 議事要旨

議事（１）委員変更に伴う規約改正について に関する意見・質問等

委員意見・質問等	事務局回答
異議なし	
【議事結果】 ・規約については（改正案）を削除 ・附則における一部改正の日付けについては令和7年10月29日と記載。	

議事（２）会議及び資料の公開 に関する意見・質問等

委員意見・質問等	事務局回答
異議なし	
【議事結果】 ・今回の会議及び資料は全て公開。	

議事（３）気候変動の影響を考慮した防護水準の検討

1. 前回の振り返り に関する意見・質問等

委員意見・質問等	事務局回答
【資料 4-1：p14、p15】 p14 の下越北地海岸の設計津波水位と p15 の設計津波水位の違いを教えてください。	p14の下越北地域海岸の設計津波水位の6.2mは、p15にて訂正した6.11mを切り上げたものではなく、資料4-2のp19に示している気候変動前の設計津波水位の6.2mを示したものである。
【議事結果】 ・事務局の説明のとおりとする	

2. 前回の指摘事項と対応 に関する意見・質問等

委員意見・質問等	事務局回答
意見・質問無し	
【議事結果】 ・事務局の説明のとおりとする	

3. 高潮・波浪に対する防護水準

委員意見・質問等	事務局回答
【資料 4-1：p26】 屈折係数は地形データの精度に関係はあるか。	換算沖波を算出する際の、沖波にかける係数であり、地形データの精度には関係がない。
将来、潮位が上昇すると砂浜がさらに侵食される可能性もあるため、具体的に施設設計を行う際は、必要に応じてそうした現象も考慮して頂きたい。	施設設計時に考慮して検討する。
【議事結果】 ・検討内容は事務局の説明のとおり承認する。	

4. 津波に対する防護水準

委員意見・質問等	事務局回答
既往津波の発生場所だけでなく、別の箇所が発生するかもしれないため、既往津波の検討だけで大丈夫か。	今回検討した箇所以外で地震が発生する可能性もあることから、新たな知見等を蓄積し、さらに危険性の高いものや、予見できるようなものがあれば今後の検討に含めたほうがよいと考える。
【議事結果】 ・検討内容は事務局の説明のとおり承認する。	

5. 防護水準に対する対策方針の設定

委員意見・質問等	事務局回答
【資料 4-1 : p41】 高潮・波浪の打上高については、消波工の設置等により打上高が低減される可能性があるという説明だが、津波水位の場合はどのように考えているのか。	津波の場合は、消波工や沖合施設により津波水位を低減することができないため、算出された津波水位をそのまま採用することを考えている。
現在検討している津波以外の検討が必要となった場合に、どのようなタイミングで反映していくのか。	今後の考え方、対応については、知見を収集し、取り込めるようなものができればしっかり検討していきたい。
今回の検討結果をハザードマップに反映させるのか。	今回の検討では、あくまでも防護の対象となるものであり、ハザードマップへの反映については、現時点においては、考えていない。
【議事結果】 ・検討内容は事務局の説明のとおり承認する。	

6. 海岸保全基本計画の更新（案）に関する意見・質問等

委員意見・質問等	事務局回答
【資料 4-1 : p43】 海岸保全施設の目安高の定義について、基本計画に記載するのか。	海岸保全施設の目安高の記載方法について、分かりやすくなるように記載を検討する。
【資料 4-1 : p45】 計画施設はこれから整備していく施設になると思うが、これは今後検討するのか。	海岸保全施設の目安高に合わせた形で、施設の計画の部分について記載する。
【議事結果】 ・検討内容は事務局の説明のとおり承認する。	

議事（４）その他 に関する意見・質問等

委員意見・質問等	事務局回答
富山県計画との整合性について、富山県と事務局を双方の意見を伺いたい。	隣接する富山県で検討されている内容については、都度お伺いしているような状況である。
新潟県の検討内容とは少し差があり、全く一緒とはならないと思われるが、すり合わせできる場所、調整が必要などところがあると思うので、今後、調整などをお願いしたい。	計画を一致させることは難しいが、今後も富山県の状況を伺いながら、こちらの検討内容もしっかりと伝えて、すり合わせ調整等を、引き続き実施していく。
隣接する山形県とは、ほとんど整合しているということだけ補足させていただく。	
【議事結果】 ・ 検討内容は事務局の説明のとおり承認する。	

以 上